

生駒市規則第7号

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

生駒市長 山下 真

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与等に関する規則（昭和41年10月生駒市規則35号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料の月額の特例）

- 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、この規則の適用を受ける職員（再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、その額に100分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。